



特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の現況届

各手当受給者は毎年現況届を提出していただく必要があります。なお、届の用紙などは対象者に市から事前送付します。

①特別障害者手当

対象 20歳以上の政令で定める程度（身体障害者手帳1級、2級程度以上の異なる障害が重複、または精神の障害・最重度の知的障害など）の著しく重度の障害で、日常生活での動作および行動が困難であり常時特別の介護を必要とする在宅の人（所得制限あり。ただし施設入所、3カ月を超えて入院しているときは対象外）

支給額 月額28,840円

②障害児福祉手当

対象 20歳未満の政令で定める程度（身体障害者手帳1級、2



級の一部分、療育手帳Aのうち最重度など）の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人（所得制限あり。ただし施設入所、障害を事由とする年金を受けているときは対象外）

支給額 月額15,690円

③経過的福祉手当

対象 福祉手当制度廃止の際に福祉手当を受給していた人で、特別障害者手当および障害を事由とする年金を受給できない人（所得制限あり。ただし施設入所しているときは対象外）

支給額 月額15,690円

いずれも

申請・問合先 8月9日(金)～9月11日(水)に地域共生推進課へ

※①②の新規申請には審査があります。現在支給されている人は申請の必要はありません。また申請には各手当認定用の診断書が必要です。③は経過的措置のため、新規の申請受付はありません。また一旦、資格喪失した場合、再度認定もできません。

歯周疾患検診・骨粗しょう症検診

（健康マイレージ）
さのぽつ歩対象

対象 年齢は受診当日の満年齢

①歯周疾患検診：20・30・40・

50・60・70歳の人

②骨粗しょう症検診：40・45・

50・55・60・65・70歳の女性

※検診を希望する人は、感染症の流行状況や自身の体調に合わせて判断していただき、必ず事前に各指定医療機関へ実施状況も含めて問い合わせてください。

問合先 健康推進課

※検診費用、受診方法など詳しくは、広報5月号保存版（①②）、広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

広報6月号（①）をご覧ください。

「さのトレ体操」はじめませんか？

さのトレ体操を始めたい団体を募集します！理学療法士と作業療法士の協力のもと、「さのトレ体操」のDVDを作成しました。手軽にタオルを使い、フレイルの予防効果のある筋力トレーニングと脳トレもできます！

まずは団体の代表者を決めて、基幹包括支援センターいずみさのへ相談・申込をしてください。DVDの貸出や体操の指導など立ち上げの相談等打ち合わせを行います。

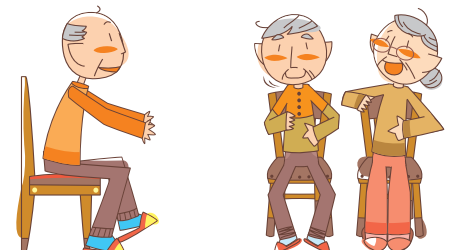
【募集する団体】 下記の5つの要件をすべて満たす団体

- 体操する場所を自分たちで確保できる
- 動画（DVD）を映す機器を準備できる
- 1人がけの背もたれつきのいす（人数分）を用意できる
- 週1回以上を6ヵ月以上継続して体操ができる
- 毎回おおむね5人以上（うち65歳以上の人が半数以上）参加できる

【5つの支援をします】

- 体操に使うDVDを貸し出します
- 体操の専門家を派遣します（事前説明・初回3回・6ヵ月後に1回）
- 手づくりの運動手帳を1人1冊プレゼントします
- 1年以上続けたグループには希望があれば、年1回専門家を派遣します
- 「保健師によるための健康話」、「主任介護支援専門員による正しい介護保険の利用のしかた」など派遣依頼があればお話に伺います

【相談・申込先】 基幹包括支援センターいずみさの（☎464-2977）





手話をやってみよう！ ～ワンポイント手話講座⑫～ 今月の手話「冬、寒い」

両腕と身体を縮こませ、両手拳を上に向けて左右に震わせる。
問合先 地域共生推進課



しきじがっきゅうせいさくひんてん 識字学級生作品展

市内の識字教室で言葉や読み書きなどを学ぶ、学級生の作品を多数展示します。

また、大阪府教育庁と共催で「識字・日本語教室パネル展 ～ともにまなぶ識字・日本語教室の今～」も開催します。

ぜひ、ご覧ください。

期間 9月7日(土)～13日(金)

午前9時～午後9時

※8日(日)は午後5時まで、13日(金)は午後3時まで

場所 レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター

問合先 生涯学習課 (☎469-7132)

やかんちゅうがっこう べんきょう 夜間中学校で勉強しませんか

いろいろな事情で中学校を卒業できなかった人、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、夜間中学校で勉強しませんか。

●入学の受付は8月26日(月)～9月10日(火)です。

●授業は月～金曜日の午後5時30分～8時45分です。

●ひらがなから勉強できます。

●基礎的な学力や知識を身につけます。

●中学校卒業の資格がとれます。

●大阪府内に住んでいる人が入学できます。

●授業料は無料です。

申込・問合先

●佐野中学校 (泉佐野市羽倉崎4丁目3-12)

☎458-3700 午後1時～9時

●泉佐野市教育委員会 教育総務課

(☎463-1212 午前9時～午後5時)

人権の広場

令和6年度

就学義務猶予免除者等の

中学校卒業程度認定試験

試験日 10月17日(木)

場所 府立労働センター (大阪

市中央区北浜東3番14号 エル・

おおさか7階705号室)

試験科目 国語、社会、数学、

理科、外国語(英語)

出願方法 8月30日(金)まで、(消

印有効)に受験案内を入手し、

必要事項を記入のうえ、郵送で

文部科学省へ

受験案内配布・問合先

学校教育課

※詳しくは受験案内をご覧ください。

8月21日～27日は

全国一斉

「子どもの人権110番」

強化週間

いじめ、不登校、体罰、児童虐待など、子どもの人権問題の相談に応じます。相談は人権擁護委員、法務局職員が担当します。

日時 8月21日(水)～27日(火)

午前8時30分～午後7時

※8月24日(土)・25日(日)は午前10

時～午後5時

相談専用電話番号

☎0120-007-110

問合先 大阪法務局 人権擁護

部 (☎06-6942-9496)

※相談無料、秘密厳守。インター

ネット人権相談「子どもの人権

SOS・eメール」、LINE

人権相談を受け付けています。

インターネット人権相談窓口

(<https://www.jinken.go.jp/kotoono>)、LINE公式アカ

ウント (@snsjinkensoudan)

宅地建物取引業 人権推進員制度

府では、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題をなくすため、業界団体と連携し、宅地建物者の従業者を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。人権推進員を設置している店にはステッカーを掲示しています。

問合先 府建築振興課 (☎06-

6210-9734 ホームペー

ジ: <https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sido-jinken/>

shido.in.html)

